

グループホーム花梨 料金表

1. 介護保険法が定める法定料金

(1) 基本サービス料金

介護認定	基本単位	単位合計	1日報酬額	1日あたりの自己負担額
要支援2	743	743	¥ 7,831	¥ 783
要介護1	747	747	¥ 7,873	¥ 787
要介護2	782	782	¥ 8,242	¥ 824
要介護3	806	806	¥ 8,495	¥ 849
要介護4	822	822	¥ 8,663	¥ 866
要介護5	838	838	¥ 8,832	¥ 883

(4級地のため、1単位が10.54円)

※但し入所後30日に限り、初期加算として1日32円割増となります。

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

3年以上の勤続年数のある職員が、全体の30%以上配置している場合に適用します。

1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額
6単位	63円	7円

(3) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)

認知症介護について一定の経験を有し、認知症ケアに関する専門研修を終了した者がサービスを提供する事によって、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者様に適用となります。

1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額
3単位	32円	4円

(4) 退去時相談援助加算

ご利用様が退居し、居宅での介護サービスを利用する場合において、本人及びその家族等に退居後の居宅サービス等の相談援助を行い、かつ退居後の市町村等に必要な情報を提供した場合に、1人につき1回を限度として適用します。

1回あたりの単位数	1回の報酬額	1回あたり自己負担額
400単位	4,216円	422円

(5) 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者を受け入れ、個別の担当を定め、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に適用します。

1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額
120単位	1,264円	127円

(6) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)

介護職員の賃金改善及び安定的な人材確保を行なう為、所定単位数に一定加算率を乗じた単位数を算定し介護職員の処遇改善を進める為に適用します。

介護認定	1日あたりの単位数	1日報酬額	1日あたりの自己負担額
要支援2	34	358円	36円
要介護1	34	358円	36円
要介護2	36	379円	38円
要介護3	37	389円	39円
要介護4	38	400円	40円
要介護5	39	411円	41円

(合計単位数に1000分の46に相当する単位数)

2. 所定料金（介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの）

(1) 保証金

入居時に保証金として30万円をお預かり致します。

(2) 敷金

生活保護適用者は、入居時に敷金として27万9200円をお預かり致します。

(3) 家賃

月額70,000円

①減価償却費を含みます

②途中入退所の日割り分は70,000円× $\frac{\text{利用日数}}{\text{該当月日数}}$ となります

③在籍中の外泊や、入院等による不在の場合も減額しません

※生活保護適用者は、家賃 月額69,800円とします

(4) 共益費

月額17,000円

①共益費に含まれるものは、概ね次の通りです

- ・日常生活用品（日常生活に必要なもので、共同の益に供するもの）
（例：食器等、電球、トイレトペーパー、洗剤類など）
- ・医薬品等常備薬
- ・新聞、雑誌購読料（ホームで購読する新聞代等）
- ・教養娯楽費（全体で取り組む行事や教室などにかかる費用）
- ・写真代
- ・燃料代
- ・その他上記に含まれない、共同の益に供する全ての物品等

②途中入退所、入院の場合も同様に（3）②の日割り計算となります

(5) 光熱水費（電気、ガス、水道費）

月額12,000円

途中入退所、入院の場合も同様に（3）②の日割り計算となります

(6) 食費

日額1,200円（朝200円・昼500円・夕400円・おやつ100円）

※入院、外泊等により3食（朝、昼、夕）全部食べなかった場合のみ徴収しません

※行事食や外食等で差額が生じた場合は、差額分を別途徴収します

(7) サークル費

月額3,000円

※西砂ホームデイサービス等のサークルへの参加費

(8) クリーニング費

月額2,484円

ご利用者様の衣類を専門の業者に洗濯及び消毒を依頼しています

(9) その他の費用

概ね以下のものについては本人、家族等の実費負担とします

- ・ 行政への手続き、代行にかかる交通費、郵送費等。
- ・ 個人記録の複写にかかる経費。
- ・ 排泄用品（オムツ等）で個人が使用する物。
- ・ 日用品で個人が使用する物（衣類、履物、雑貨、化粧品、洗面用具など）
- ・ 医療費
- ・ 医薬品等で個人が使用する物
- ・ レクリエーション費（個人を対象にしたレクリエーションに必要な経費）
 ※交通費、入場料など
- ・ レクリエーション、受診などに職員が付き添う場合の経費（交通費、入場料など）
 （例）2名の利用者に1名の職員が付添った場合は、経費は利用者2名で接分負担
- ・ 帰宅欲求により外出した時の経費（交通費）
- ・ 個人が購読する新聞、雑誌等購読料（業者と家族との直接契約とします）
- ・ 理美容料金（理美容院を利用した場合）
- ・ 賽銭、個人の郵便、宅配などにかかる経費
- ・ その他個人に必要な機器具（介護器具など）
- ・ その他上記に含まれない、個人の為に供する物品等

3. 付則

- (1) この契約書別紙は、平成21年4月1日から実施する。
- (2) この契約書別紙は、平成24年4月1日 一部改定
- (3) この契約書別紙は、平成26年4月1日 一部改定
- (4) この契約書別紙は、平成27年4月1日 一部改定
- (5) 内容に変更がある場合には、その都度作成する事が出来る。